

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
1	大阪労働局第2庁舎(総務部及び職業安定部)建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	8120001077539	別紙1参照	117,365,640	117,365,640	100.0%	-	-	-	-	
2	大阪労働局第2庁舎(需給調整事業部外)建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6 株式会社藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙2参照	37,434,540	37,434,540	100.0%	-	-	-	-	連名契約
3	大阪労働局助成金センター、大阪労働局雇用保険電子申請事務センター建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6 株式会社藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙3参照	83,854,152	83,854,152	100.0%	-	-	-	-	連名契約
4	大阪労働局助成金センター建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6 株式会社藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙4参照	8,156,436	8,156,436	100.0%	-	-	-	-	連名契約
5	大阪労働局職業安定部雇用保険課建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6 株式会社藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙5参照	5,865,420	5,865,420	100.0%	-	-	-	-	連名契約
6	大阪労働局職業安定部雇用保険課建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6 株式会社藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙6参照	8,626,332	8,626,332	100.0%	-	-	-	-	連名契約
7	天満労働基準監督署建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	三菱地所プロパティマネジメント株式会社関西支店 大阪市北区天満橋1-8-30	1010001116669	別紙7参照	56,645,580	56,645,580	100.0%	-	-	-	-	
8	大阪西労働基準監督署建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	住商ビルマネージメント株式会社 大阪市中央区北浜4-5-33	7010001020205	別紙8参照	38,631,432	38,631,432	100.0%	-	-	-	-	
9	東大阪労働基準監督署建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	東大阪商工会議所 東大阪市永和2-1-1	3122005000118	別紙9参照	36,904,056	36,904,056	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
							(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
10	岸和田労働基準監督署土地賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	岸和田市岸和田市岸城町7-1	6000020272027	別紙10参照	3,015,985	3,015,985	100.0%	-	-	-	-	
11	羽曳野労働基準監督署土地賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	羽曳野市羽曳野市菅田4-1-1	1000020272221	別紙11参照	2,088,757	2,088,757	100.0%	-	-	-	-	
12	大阪安全衛生教育センター土地賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	河内長野市河内長野市原町1-1-1	6000020272167	別紙12参照	1,451,800	1,451,800	100.0%	-	-	-	-	
13	泉大津労働基準監督署建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	泉大津商工会議所泉大津市田中町10-7	9120105006962	別紙13参照	17,996,220	17,996,220	100.0%	-	-	-	-	
14	大阪東公共職業安定所建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大和リース株式会社 大阪本店 大阪市中央区備後町1-5-2	4120001077476	別紙14参照	136,677,420	136,677,420	100.0%	-	-	-	-	
15	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	4000020270008	別紙15参照	1,894,200	1,894,200	100.0%	-	-	-	-	
16	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物管理負担金	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	一般財団法人大阪労働協会 大阪市中央区石町2-5-3	1120005003943	別紙16参照	1,239,276	1,239,276	100.0%	-	-	-	-	
17	梅田公共職業安定所建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	有限会社寺本不動産 芦屋市朝日ヶ丘町20-18	8140002000596	別紙17参照	222,613,152	222,613,152	100.0%	-	-	-	-	
18	大阪新卒応援ハローワーク 大阪外国人雇用サービスセンター 大阪わかものハローワーク建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	阪急阪神不動産株式会社 大阪市北区芝田1-1-4	3120001059681	別紙18参照	151,097,520	151,097,520	100.0%	-	-	-	-	
19	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大阪市水道局 大阪市住之江区南港北2-1-10	6000020271004	別紙19参照	2,724,110	2,724,110	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
							(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
20	ハローワークプラザ難波 大阪求人マイページセンター 大阪マザーズハローワーク建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	近鉄不動産株式会社 大阪市天王寺区上本町6-5-13	6120001101143	別紙20参照	88,930,956	88,930,956	100.0%	-	-	-	-	
21	阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社きんえい 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1	1120001005118	別紙21参照	38,839,176	38,839,176	100.0%	-	-	-	-	
22	しごと情報ひろば 天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大阪市 大阪市北区中之島1-3-20	6000020271004	別紙22参照	3,678,252	3,678,252	100.0%	-	-	-	-	
23	しごと情報ひろば 平野 阿倍野ハローワークコーナー建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大阪市 大阪市北区中之島1-3-20	6000020271004	別紙23参照	3,547,038	3,547,038	100.0%	-	-	-	-	
24	布施公共職業安定所建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	イオンリテール株式会社近畿カンパニー 大阪市福島区海老江1-1-23	2040001000456	別紙24参照	74,067,840	74,067,840	100.0%	-	-	-	-	
25	堺公共職業安定所職業紹介コーナー(堺駅前庁舎)堺マザーズハローワーク建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社高島屋 堺店 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59	5120001077467	別紙25参照	38,403,420	38,403,420	100.0%	-	-	-	-	
26	さかいJOBステーション堺ハローワークコーナー	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	公益財団法人堺市産業振興センター 堺市北区長曾根町183-5	2120105007728	別紙26参照	952,572	952,572	100.0%	-	公財	都道府県所管	1者	
27	ハローワークプラザ泉北建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社パンジョ 堺市南区茶山台1-2-1	3120101005528	別紙27参照	14,304,312	14,304,312	100.0%	-	-	-	-	
28	岸和田公共職業安定所土地賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	個人	-	別紙28参照	12,709,000	12,709,000	100.0%	-	-	-	-	
29	池田公共職業安定所土地賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	池田市 池田市城南1-1-1	6000020272043	別紙29参照	7,248,857	7,248,857	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
							(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
30	池田公共職業安定所利用者用駐車場利用料	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社岸上商店 池田市栄本町10-15	7120901019509	別紙30参照	3,960,000	3,960,000	100.0%	-	-	-	-	
31	ハローワークプラザ千里建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	阪急阪神不動産株式会社 大阪市北区芝田1-1-4	3120001059681	別紙31参照	11,950,368	11,950,368	100.0%	-	-	-	-	
32	泉大津公共職業安定所建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	泉大津商工会議所 泉大津市田中町10-7	9120105006962	別紙32参照	43,883,400	43,883,400	100.0%	-	-	-	-	
33	藤井寺公共職業安定所建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社ダイエーハウジング 藤井寺市岡2-10-18	5120101032891	別紙33参照	38,789,664	38,789,664	100.0%	-	-	-	-	
34	藤井寺公共職業安定所利用者用駐車場利用料	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	近鉄不動産株式会社 大阪市天王寺区上本町6-5-13	6120001101143	別紙34参照	2,750,004	2,750,004	100.0%	-	-	-	-	
35	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナー建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	柏原市 柏原市安堂町1-55	1000020272213	別紙35参照	2,052,768	2,052,768	100.0%	-	-	-	-	
36	枚方公共職業安定所建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	枚方パートナーシップ株式会社 枚方市岡本町7-1	7120001167737	別紙36参照	85,175,964	85,175,964	100.0%	-	-	-	-	
37	枚方公共職業安定所利用者用駐車場利用料	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	枚方パートナーシップ株式会社 枚方市岡本町7-1	7120001167737	別紙37参照	3,300,000	3,300,000	100.0%	-	-	-	-	
38	ハローワーク茨木マザーズコーナー建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	高槻市 高槻市桃園町2-1	4000020272078	別紙38参照	2,105,196	2,105,196	100.0%	-	-	-	-	
39	河内長野公共職業安定所土地賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	河内長野市 河内長野市原町1-1-1	6000020272167	別紙39参照	18,921,300	18,921,300	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
							(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
40	河内長野公共職業安定所建物管理負担金	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	河内長野市河内長野市原町1-1-1	6000020272167	別紙40参照	-	4,713,727	-	-	-	-	-	
41	門真公共職業安定所建物賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	有限会社守口門真商工会館門真市殿島町6-4	9120002080350	別紙41参照	50,663,736	50,663,736	100.0%	-	-	-	-	
42	あいりん総合センター土地賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大阪府大阪市中央区大手前2-1-22 大阪市大阪市北区中之島1-3-20	4000020270008 6000020271004	別紙42参照	11,227,049	11,227,049	100.0%	-	-	-	-	連名契約
43	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎土地賃貸借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	南海電気鉄道株式会社 大阪市中央区難波5-1-60	6120001077499	別紙43参照	7,887,828	7,887,828	100.0%	-	-	-	-	
44	令和6年度布施駅北口地下駐車場における駐車場サービス券の購入(単価契約)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	東大阪再開発株式会社 東大阪市長堂1-8-37	5122001008732	別紙44参照	1,123,200	1,123,200	100.0%	-	-	-	-	単価契約による予定価格
45	令和6年度布施公共職業安定所における日常清掃業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	イオンデベロップ株式会社 大阪市中央区南船場2-3-2	1120001081381	別紙45参照	1,854,294	1,804,128	97.3%	-	-	-	-	
46	令和6年度枚方公共職業安定所における日常清掃業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社いま・ここ 枚方市大垣内町2-17-3	7120001197536	別紙46参照	1,634,454	1,613,040	98.7%	-	-	-	-	
47	令和6年度大阪労働局におけるガソリンの購入(単価契約)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	富尾石油株式会社 和泉市阪本町268-1	5120101041728	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号	1,583,434	1,512,143	95.5%	-	-	-	-	単価契約による予定価格
48	令和6年度ハロートレーニング冊子の作成	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人パルワーク 大阪市旭区中宮5-1-18	2030001118539	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第16号の2	4,445,578	3,120,546	70.2%	-	-	-	-	
49	令和6年度業務支援システムの使用許諾及びソフトウェアサポート外業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	コンピュータシステム株式会社 京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4-273-3	5130001002985	別紙47参照	1,685,154	1,573,440	93.4%	-	-	-	-	
50	令和6年度大阪中央労働総合庁舎清掃業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 大阪市中央区法円坂1-1-35	1120005006599	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第16号の2	3,541,371	2,577,410	72.8%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
							(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
51	令和6年度医療労務管理支援事業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	一般社団法人大阪府私立病院協会 大阪市天王寺区六万休町4-11	7120005015280	別紙48参照	34,713,034	33,798,992	97.4%	-	-	-	-	
52	令和6年度梅田公共職業安定所周知看板掲出	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社アドサン 大阪市中央区本町1-5-6	4120001073780	別紙49参照	1,963,500	1,870,000	95.2%	-	-	-	-	
53	令和6年度ゴム印作製(単価契約)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社永江印祥堂大阪営業所 大阪市北区西天満3-13-18	9280001000517	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,163,792	570,264	49.0%	-	-	-	-	単価契約による予定価格
54	「毎日新聞」外の購読	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社大毎上町 松屋町支店 大阪市中央区釣鐘町2-3-1	7120001083604	別紙50参照	1,255,200	1,255,200	100.0%	-	-	-	-	
55	「労働基準広報」外の購読	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	9013301012464	別紙51参照	1,862,784	1,862,784	100.0%	-	-	-	-	
56	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)大阪市分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市天王寺区東高津町12-10	1120005002524	別紙52参照	45,683,770	45,683,770	100.0%	-	-	-	-	
57	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)北河内東分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 大東市末広町15-6	2120005002515	別紙53参照	33,781,965	33,781,965	100.0%	-	-	-	-	
58	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)南河内南分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 富田林市大字甘南備216	3120105004880	別紙54参照	28,625,839	28,625,817	100.0%	-	-	-	-	
59	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)すいた分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人ぶくぶく福祉会 吹田市寿町2-17-17	4120905001647	別紙55参照	26,694,036	26,694,034	100.0%	-	-	-	-	
60	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)高槻市分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人花の会 高槻市南平台3-29-9	4120905001812	別紙56参照	41,271,978	41,271,978	100.0%	-	-	-	-	
61	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)八尾・柏原分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人信貴福祉会 八尾市西高安町3-18-3	5122005001989	別紙57参照	20,645,119	20,645,119	100.0%	-	-	-	-	
62	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)とよなか分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	特定非営利活動法人豊中市障害者就業支援センター 豊中市寺内1-1-10	1120905004223	別紙58参照	32,520,059	32,520,059	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
							(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
63	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)東大阪市分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市菱江5-2-34	9122005000087	別紙59参照	35,474,040	35,473,995	100.0%	-	-	-	-	
64	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)枚方市分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人であい共生舎 枚方市磯島元町21-10	1120005012746	別紙60参照	29,305,599	29,305,599	100.0%	-	-	-	-	
65	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)南河内北分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人ふたかみ福祉会 羽曳野市駒ヶ谷105-1	7120105005231	別紙61参照	22,515,544	22,515,540	100.0%	-	-	-	-	
66	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)寝屋川市分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人光輝会 寝屋川市寝屋南2-15-1	8120005012772	別紙62参照	24,660,822	24,660,819	100.0%	-	-	-	-	
67	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)泉州中分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	一般社団法人じょいなす 貝塚市近木町2-27	9120105009107	別紙63参照	26,799,189	26,799,188	100.0%	-	-	-	-	
68	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)茨木・摂津分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人摂津有和会 摂津市桜町2-1-7	4120905001754	別紙64参照	27,989,863	27,989,863	100.0%	-	-	-	-	
69	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)北河内西分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	社会福祉法人明日葉 守口市西郷通2-16-8	9120005014116	別紙65参照	26,431,490	26,431,490	100.0%	-	-	-	-	
70	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)泉州北分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	特定非営利活動法人チャレンジ・ネット 和泉市府中町1-8-3	9120105007085	別紙66参照	25,162,188	25,162,188	100.0%	-	-	-	-	
71	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)泉州南分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	特定非営利活動法人障害者自立支援センター ほっぷ 泉佐野市鶴原1506-1	2120105006606	別紙67参照	27,055,450	27,055,450	100.0%	-	-	-	-	
72	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)豊能北分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	一般財団法人箕面市障害者事業団 箕面市稲1-11-2	2120905004692	別紙68参照	29,511,646	29,511,645	100.0%	-	-	-	-	
73	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)堺市分	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	特定非営利活動法人堺市障害者就業促進協会 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	4120105003634	別紙69参照	41,310,670	41,310,670	100.0%	-	-	-	-	
74	令和6年度高齢者活躍人材確保育成事業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長原田 浩一 大阪市中央区大手前4-1-67	R6.4.1	公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会 大阪市中央区久太郎町2-4-27	2120005014527	別紙70参照	51,000,000	51,000,000	100.0%	-	公社	都道府県所管	1者	

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎(総務部及び職業安定部)建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局第2庁舎は、平成12年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・第一庁舎との業務運営を円滑に行えることや基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎(需給調整事業部外)建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局第2庁舎は、平成12年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・第一庁舎との業務運営を円滑に行えることや基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター、大阪労働局雇用保険電子申請事務センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局助成金センターは平成25年から、大阪労働局電子申請事務センターは平成27年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局助成金センターは、平成25年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局雇用保険課建物賃貸借(97.92㎡)
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局職業安定部雇用保険課(97.92㎡)は令和3年から中央大通FNビルに設置したところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局雇用保険課建物賃貸借(144.01㎡)
随意契約によることとした理由	大阪労働局職業安定部雇用保険課(144.01㎡)は令和3年から中央大通FNビルに設置したところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	天満労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>天満労働基準監督署については、平成23年10月に現在の所在地に移転設置したもので、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪西労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪西労働基準監督署については、平成22年に現在の所在地に移転設置したもので、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	東大阪労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>東大阪労働基準監督署については、令和2年から東大阪商工会議所に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	岸和田労働基準監督署土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>岸和田労働基準監督署は、昭和57年から岸和田市岸城町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。建物については、国の建築であることから仮に移転とした場合には、岸和田市との協議や原状回復といった新たな予算が必要となることとなり、既存の同敷地の継続賃貸の方がより経済的である。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	羽曳野労働基準監督署土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>羽曳野労働基準監督署は、昭和54年から羽曳野市誉田に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪安全衛生教育センター土地賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪安全衛生教育センターの敷地については、河内長野市の財産であり、引き続き借用して使用する必要がある。建物については、国の財産であることから仮に移転とした場合には、河内長野市との協議や原状回復費といった新たな予算が必要となることとなり、既存の同敷地の継続賃貸の方がより経済的である。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	泉大津労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>泉大津労働基準監督署については、平成27年からテクスピア大阪に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪東公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪東公共職業安定所は、平成10年からピップビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナーは、平成25年からエル・おおさかに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪府と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物管理負担金
随意契約によることとした理由	<p>OSAKALごとフィールド大阪東ハローワークコーナーは、平成25年からエル・おおさかに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪府と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。また、同施設に入居するにあたり、空調設備、昇降機の保守等、建物の管理費用を負担する必要がある。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	梅田公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>梅田公共職業安定所は、平成18年から大阪駅前第2ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪新卒応援ハローワーク、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪わかものハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪新卒応援ハローワーク及び大阪外国人雇用サービスセンターは平成23年から、大阪わかものハローワークは平成26年から阪急グランドビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川は、平成27年から西淀川区役所に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ難波、大阪求人マイページセンター、大阪マザーズハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワークプラザ難波は平成14年から、大阪マザーズハローワークは平成23年から、大阪求人マイページセンターは令和5年度から御堂筋グランドビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>阿倍野公共職業安定所ルシアス庁舎は平成22年からあべのルシアスに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナーは、平成24年から天下茶屋駅高架下施設に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナーは、平成28年から平野区役所・平野区保健福祉センターに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	布施公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>布施公共職業安定所は平成28年からイオン布施駅前店に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	堺公共職業安定所 職業紹介コーナー(堺東駅前庁舎)、堺マザーズハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>堺公共職業安定所 職業紹介コーナー(堺東駅前庁舎)及び堺マザーズハローワーク(旧堺公共職業安定所)は平成23年から高島屋堺店に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	さかいJOBステーション堺ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	さかいJOBステーション堺ハローワークコーナーは、令和5年から公益財団法人堺市産業振興センターに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、堺市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されている。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ泉北建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワークプラザ泉北は、令和3年からパンジヨに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	岸和田公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	岸和田公共職業安定所は、昭和61年から岸和田市作才町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	池田公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	池田公共職業安定所は、昭和54年から池田市栄本町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	池田公共職業安定所利用者用駐車場利用料
随意契約によることとした理由	池田公共職業安定所は、庁舎敷地内に利用者用駐車場が15台分あるが、恒常的に駐車待ちが発生しているため、近隣の駐車場の規模、駐車料金等を考慮した上で、本町モータープールの駐車場の利用を選定し、令和3年から利用しているところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ千里建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワークプラザ千里は、平成11年から阪急千里中央ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	泉大津公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>泉大津公共職業安定所については、平成27年からテクスピア大阪に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	藤井寺公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>藤井寺公共職業安定所は、平成29年からDH藤井寺駅前ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	藤井寺公共職業安定所利用者用駐車場利用料
随意契約によることとした理由	<p>藤井寺公共職業安定所は、平成29年からDH藤井寺駅前ビルに設置しているところであるが、同安定所には利用者用駐車場がないため、自動車で来所される方は同ビルおよび近隣の有料駐車場に駐車しており、利用者の利便性、交通アクセス、集客力を考慮した上で、同ビルの駐車場の利用を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナーは、平成29年からアゼリア柏原に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、柏原市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されている。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	枚方公共職業安定所は、平成25年からビオルネに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所利用者用駐車場利用料
随意契約によることとした理由	<p>枚方公共職業安定所は、平成25年からビオルネに設置しているところであるが、同安定所には利用者用駐車場がないため、自動車で来所される方は同ビルの来客用駐車場に駐車しており、利用者の利便性、交通アクセス、集客力を考慮した上で、同ビルの駐車場の利用を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワーク茨木マザーズコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>ハローワーク茨木マザーズコーナーは、平成28年からクロスパル高槻に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	河内長野公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>河内長野公共職業安定所は、平成14年から河内長野市昭栄町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	河内長野公共職業安定所建物管理負担金
随意契約によることとした理由	河内長野公共職業安定所は、平成14年から河内長野市昭栄町に設置しているところであるが、設置にあたっては、建物管理等の費用を同市が指定する管理者へ負担する必要がある。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	門真公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>門真公共職業安定所は平成20年から守口門真商工会館に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。</p> <p>よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん総合センター土地賃貸借
随意契約によることとした理由	平成23年10月に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有していたあいりん総合センターの一部については、国が継承することになった。あいりん総合センターはあいりん労働公共職業安定所が入居し、また平成23年10月に独立行政法人雇用・能力開発機構から一部継承しており、その庁舎が建っている土地は大阪府及び大阪市が所有している土地であり、あいりん総合センター解体までの間は、府有財産及び市有財産である土地を引き続き借用する必要がある。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎土地賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>平成27年3月に大阪市長から協力依頼を受け参画してきた、あいりん地域まちづくり会議及び労働施設検討会議において、労働施設（あいりん労働公共職業安定所、公益財団法人西成労働福祉センター）の耐震化について、利用者の安全・安心確保を最優先に議論した結果、一旦外部に仮移転した後、現地で建て替えることを確認し、仮移転先については南海電気鉄道株式会社の高架下とすることを、平成28年7月26日に開催された第5回あいりん地域まちづくり会議に報告し、大多数の委員の了解を得て決定した。近隣には公有建物がなく、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積、賃料等を考慮し、当該土地を選定することとなった。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造または性質のものであり、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度布施駅北口地下駐車場における駐車場サービス券の購入(単価契約)
随意契約によることとした理由	<p>現在、布施公共職業安定所に来所する障害者のうち、肢体機能障害等の理由により、公共交通機関を利用することが困難な利用者は車等で来所せざるを得ない状況であるが、イオン布施駅前店の駐車場利用が有料であることから上述のような利用者に対して駐車場サービス券の配布を行っている。</p> <p>については、駐車場サービス券について東大阪再開発株式会社が唯一の提供元であることから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度布施公共職業安定所における日常清掃業務委託
随意契約によることとした理由	日常清掃業務委託について布施公共職業安定所が入居するビルの貸主であるイオン布施駅前店がイオンディライト株式会社が請け負うことを条件として承諾していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度枚方公共職業安定所における日常清掃業務委託
随意契約によることとした理由	日常清掃業務委託について枚方公共職業安定所が入居するビルの所有者である枚方パートナーシップス株式会社が株式会社いま・ここが請け負うことを条件として承諾していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度業務支援システムの使用許諾及びソフトウェアサポート外業務委託
随意契約によることとした理由	当該システムの著作権は、開発業者に帰属していることから、保守及びサポート業務を他者が行うことは不可能なため、契約の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度医療労務管理支援事業
随意契約によることとした理由	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)第3条による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正(平成26年10月1日施行)により、各医療機関においては、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み(医療勤務環境改善マネジメントシステム)を導入すること、都道府県においては、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能(「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。))を確保すること等とされたところである。</p> <p>支援センターは、医療経営面と労務管理面に関して、ワンストップで、総合的な支援を行うため、本事業と一体的に運用するものとして、都道府県が地域の医療関係団体等に委託して設置するものである。</p> <p>したがって、都道府県が支援センターの設置・運営を委託した医療関係団体等において本事業を実施することにより事業目的が達成されるものであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため、会計法第29条の3第4項に基づき、大阪府が支援センターの設置・運営を委託した医療関係団体等である一般社団</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度梅田公共職業安定所周知用看板掲出
随意契約によることとした理由	大阪駅前第2ビルへの看板掲出については、当該建物の所有者である株式会社アドサンのみが実施可能であり、契約の性質、目的が競争を許さないため、会計法第29条3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	「毎日新聞」外の購読
随意契約によることとした理由	<p>新聞の購読料金については、公正取引委員会による独占禁止法の特殊規定により、販売店が地域又は相手方により値引き行為を行うことが禁止されていることから、販売店毎に契約金額が変動することはおこりえない。そのため、定価以外での契約が不可能なものである。よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さないもの」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	労働基準広報外の購読
随意契約によることとした理由	当該刊行物は、発行元である株式会社労働調査会のみが販売していることから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さないもの」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)大阪市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)北河内東分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)南河内南分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)すいた分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)高槻市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)八尾・柏原分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)とよなか分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)東大阪市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)枚方市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)南河内北分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)寝屋川市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)泉州中分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)茨木・摂津分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)北河内西分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)泉州北分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)泉州南分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)豊能北分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)堺市分
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に、委託して実施することから会計法第29条の3項第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和6年度高齢者活躍人材確保育成事業
随意契約によることとした理由	<p>本事業は、高齢者に技能講習などを実施し、シルバー人材センターで働く能力を身に付けさせるものであり、労働力人口の減少が見込まれる中、サービス業等の人手不足分野や介護、保育等の現役世代を支える分野で高齢者の就業を進める必要があるため、行うものである。</p> <p>高齢者雇用安定法第36条において、国及び地方公共団体は、就業を希望する高齢者のために、その就業機会を提供する団体を育成し、就業の機会を確保するために必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>また、同第38条第1項第3号において、シルバー人材センターは「高齢者退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とする講習」を行うこととなっている。</p> <p>以上のことから、国はシルバー人材センターを支援する必要があり、本事業は、これらを踏まえて、高齢者にシルバー人材センターで働く能力を身に付けさせる技能講習等を実施するものである。このことから、委託先は高齢者雇用安定法第37条、第44条に基づき指定されたシルバー人材センターとなる。</p> <p>また、現在指定されているシルバー人材センターは、各都道府県シルバー人材センター連合となるため、当該団体が委託先として唯一の団体となり、会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	